

国土建第59号

平成24年5月1日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、平成24年5月1日付けで建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の一部改正が行われ、特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなりました。

については、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を下記のとおり改正することとしましたので、貴団体におかれましては、十分留意の上、法令の遵守に遺漏なきを期するよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を次のとおり改める。

一（6）①イ中「第1号」を「第1号イ」に、「建設工事」を「建設工事に」に改める。

一（6）①中ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。